

# 山梨県公報

号外第四十八号

平成十六年

十月十八日

月 曜 日

## 目 次

### 条 例

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例……………一  
山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………二

## 条例のあらまし

### 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(都市計画課)

1 都市公園法の一部改正に伴い、都市公園内における工作物等の除却に関し、次の規定を設けることとした。

- (一) 工作物等を保管した場合の公示事項
- (二) 工作物等を保管した場合の公示の方法
- (三) 工作物等の価額の評価の方法
- (四) 保管した工作物等を売却する場合の手続
- (五) 工作物等を返還する場合の手続

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

### 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(企業同総務課)

1 次の表の上欄に掲げる発電所について、同表の中欄に掲げる常時出力をそれぞれ同表の下欄に掲げる常時出力に改めることとした。

広瀬発電所	一五〇キロワット	一七〇キロワット
天科発電所	一、七〇〇キロワット	一、八〇〇キロワット
柚ノ木発電所	二、七〇〇キロワット	二、八〇〇キロワット

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第四十三号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 雑則(第十二条 第十四条)

第四章 罰則(第十五条 第十七条)

「第三章 監督(第十二条 第十

七条)

十二条) に改める。

二十五条)

第十条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「次の各号」を「次に改める。

第十七条を第二十五条とし、第十六条を第二十四条とし、第十五条を第二十三条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第十四条を第二十一条とする。

第十三条の三の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第五条から第十三条まで」を「第五条から第十一条まで、第十八条及び第十九条」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条の二を第二十条とする。

第十三条中「工作物等」を「工作物その他の物件又は施設」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「(以下「工作物等」という。)(」を削り、同条を第十八条とする。  
第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

**第三章 監督**

(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第十二条** 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため知事が必要と認める事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第十三条** 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
  - 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覽簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

**第十四条** 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第十五条** 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないとして認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

**第十六条** 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者にその工作物等の名称又は

種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知するものとする。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

**第十七条** 知事は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者とその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させるものとする。

別表第二第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

**附則**

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第四十四号**

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表広瀬発電所の項中「一五〇」を「一七〇」に改め、同表天科発電所の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改め、同表柚ノ木発電所の項中「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。